

モシ、モシ 消費生活 相談です



2-2455

悪質商法にご注意を！

9月は、町内各地で「敬老会」が開催されます。

今月は、高齢者の方に消費者トラブルが多い悪質情報をお知らせいたします。

高齢者を狙った悪質商法の被害は後を絶ちません。悪質業者は優しい言葉で近づき、不安感をあおったり、混乱させたりして契約させ、お金をだまし取ろうとします。その手口は巧妙になるにつれ、消費者被害を防ぐためには、悪質な手口を知り、気をつけるとともに、なにかあったら、直ぐに周りの人や産業振興課消費生活相談窓口にご相談しましょう。

■利殖商法

「値上がり確実」「必ず儲かる」などと利殖になることを強調して、「未公開株」や「社債」など、投資や出資を勧誘する手口です。

「代わりに購入してくれれば高く買い取る」「名義だけ

貸してほしい」「これまでの損失を取り戻してあげる」などと巧妙に誘う事例もあります。

アドバイス

●簡単にもうかる方法はありません。うまい話にはワナがあると思います。

●出資の話で「絶対にもうかる」「元本保証」という言葉を使うのは違法なので、詐欺を疑いましょう。

●株や社債、投資信託などの金融商品は、十分な知識がなければ手を出さないのが賢明です。

■点検商法

「この地域を回っている」「無料で点検する」などと言って訪問し、屋根や床下などを点検し、「今すぐ工事が必要」などと不安をあおり、高額な工事をさせます。健康不安をあおり高額な布団を購入させる事例もあります。

アドバイス

●「無料」とか「点検だけ」という言葉につられてはいけません。

●契約を急がせる業者は要注意です。

●点検結果をうのみにせず、別の業者の見積りも取りましょう。

●事業者のウソの説明により結んだ契約は取り消すことができます。

■かたり商法

業者がまぎらわしい言い方や服装で、役所や消防署、水道・ガスなどの公的機関やその関係者と思わせ、法律で設置義務があると偽ったり、不安感をあおるなどして高額な商品を契約させる手口です。

アドバイス

●「〇〇の方から来ました」「△△の点検をします」「設置義務がある。罰せられる」に要注意です。

●消防署が消火器や火災警報器を、水道課が浄水器などの商品を訪問販売することはありません。

●必ず名刺をもらって確認の上、その場で該当機関や企業に電話などで問い合わせましょう。

■貴金属の押し買い

「指輪やネックレスなどの貴金属をリサイクルしているの、あれば買い取る」と言われ、「ない」と断つても「売ってほしい」と強引に迫ります。

「貴金属などを無料で査定する」と言われ、売る気はなくても、しつこく求められ応じた事例もあります。

アドバイス

●売る気がなければキツパリと断り、家に上げてはいけません。

●買い取りを依頼する場合は一人では応対せず家族や近

所の人に同席を頼みましょう。

●断つてもしつこく、怖く感じたら警察に連絡しましょう。

●クーリング・オフが適用され（8日間）、クーリング・オフ期間中は商品の引き渡しを拒絶することができます。

●買い取り条件や連絡先などが明記された書面を必ず受け取りましょう。

■催眠（S.F）商法

「景品をプレゼントする」「健康に良い話をする」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々と配り、雰囲気盛り上げ興奮状態になったところで高額な布団などを売りつけます。

アドバイス

●自由に出入りできない会場は危険なので、入らないようにしましょう。会場を興奮状態にして購入を勧めるので冷静な判断ができなくなります。

●少しでも「あやしい」と感じたら、断固としてその場を立ち去りましょう。

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。

あなたのお店や会社をご紹介します！

広報「おしゃまんべ」に広告を掲載しませんか？

広報「おしゃまんべ」では、有料広告の掲載を募集しています。

広報紙は長万部町内の全世帯に配布されますので、宣伝効果が期待できます。

1か月（1回）の掲載料は下記のとおりで、連続掲載や、指定月の掲載も可能です！

掲載をご希望される方は、お気軽にご相談ください！

●掲載料は、4.5cm× 8.8cmで1回2,500円
4.5cm× 17.8cmで1回5,000円

【お問い合わせ先】

まちづくり新幹線課まちづくりグループ ☎2-2450 まで

このサイズで
5,000円！